

別表八(一)

5欄、18欄及び40欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で43欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表八(一) 平二十二・四・一以後終了事業年度

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
連結法人株式等又は完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (38の計)	1	円		連結法人株式等又は完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (38の計)	15	円	
受取配当等の額 (39の計)	2			受取配当等の額 (39の計)	16		
当期に支払う負債利子等の額	3			当期に支払う負債利子等の額	17		
連結法人に支払う負債利子等の額	4			特別利子の額	18		
特別利子の額	5			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	19		
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	6			差引金額 (17) - (18) - (19)	20		
差引金額 (3) - (4) - (5) - (6)	7			平成10年4月1日から平成12年3月31日まで又は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に適用した各事業年度の負債利子等の額の合計額	21		
総資産価額 (32の計)	8						

御注意

2 1 「31」欄には、貸借対照表に計上  
「41」欄は、証券投資信託(公社)等  
100/100、50/100(1/2)又は25/100

5欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例 (当年度実績により負債利子の額を計算する場合)を適用している場合には、適用額明細書の  
①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の7第1項」  
②区分番号に、「00279」  
③適用額欄に、当該別表八(一)5欄の金額(円単位)を記載してください

18欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例 (基準年度実績により負債利子の額を計算する場合)を適用している場合には、適用額明細書の  
①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の7第1項」  
②区分番号に、「00279」  
③適用額欄に、当該別表八(一)18欄の金額(円単位)を記載してください

等算	(20) × (21)	28	
受取配当等の益金不算入額	(15) + ((16) - (24)) + ((23) - (28)) × 50%	29	

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (30) - (31)	期末関係法人株式等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額 株式及び出資等	受益権の帳簿価額 × 50又は25/100
前期末現在額	32				34	35
当期末現在額						
計						
完全子法人株式等	法人名					配当等の額 36
関係法人株式等	本店の所在地	保有期間				に 益金不算入の対象となる金額 (37) - (38) 39
その他株式等	本店の所在地 (証券投信にあつては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)		受取配当等の額 (その収入額 × 100,50又は25/100)		左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (41) - (42) 43
計			40	41	42	43

43欄

特定株式投信信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の6第1項」  
②区分番号に、「00278」  
③適用額欄に、当該別表八(一)40欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で43欄に記載のある金額の合計額(円単位)を記載してください

に係る積立金の額を含めます。証券投資信託を除きます。の収益の分配については、「40」欄の証券投資信託の区分に応じ、その収入額の